

分担金・拠出金の名称	バーゼル条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	68,576千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	国連環境計画(UNEPバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局)	義務的拠出金			C
国際機関等の概要及び成果目標	<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・バーゼル条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを策定し、もって環境を保護することを目的とする条約。同条約は、1992年5月に発効、我が国は1993年に締約国となった。締約国数は、184か国と欧州連合(EU)、パレスチナ。 ・条約事務局は、国連環境計画(UNEP)が務め、ジュネーブ(スイス)に所在。2011年からロッテルダム条約及びストックホルム条約との共同の事務局となっている。</p> <p>(2)拠出に当たったの成果目標 締約国会議(COP)等において我が国が参画して達成された合意形成を増加させることにより、世界的な条約実施を推進するとともに、これらの合意に我が国の立場を可能な限り反映させる。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	<p>1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力</p> <p>2 当該機関等の組織・財政マネジメント</p>	<p>・バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを策定し、もって環境の保護等を推進する条約である。有害廃棄物及びその他の廃棄物の発生の増加及び一層の複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に対する脅威は重大な地球環境問題であり、本条約は有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動及びその処分のために共通の規則と基準の実施を推進する主要な国際枠組みを提供している。2017年5月のCOPにおいては、PCB廃棄物ガイドラインの改訂版や残留性有機汚染物質(POPs)含有廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインを採択するなど、有害廃棄物及びその他の廃棄物の管理の改善に貢献している。</p> <p>・各国共通の目標や指標を掲げ、協調して化学物質及び廃棄物に関する課題に取り組む枠組みとして「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)」(2006年創設)がある。これは条約等に基づくものではなく、各国に対応を義務付けるものではないが、バーゼル条約は、同じく化学物質・廃棄物に係るロッテルダム条約及びストックホルム条約とともに、強制力を持つ枠組みとして締約国に対応を促し、SAICMの達成の目標年である2020年に向けた適正な廃棄物と化学物質の管理の推進に貢献している。</p> <p>・我が国は、リサイクル可能な廃棄物を資源として輸出入しており、バーゼル条約に従った貿易の国際的な推進は、我が国の利益確保に加え、地球環境問題への積極的な貢献となっている。バーゼル条約事務局は、有害廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインの作成や途上国の能力開発のための技術協力等を実施しており、我が国は、POPs含有廃棄物、水銀廃棄物の技術ガイドライン作成においてリード国として作業を主導するなど、条約実施に積極的に貢献している。また、我が国は、COPにおける事業計画・予算案における審議に積極的に参加し、我が国の立場が反映されるよう努めている。</p> <p>・2011年から、廃棄物や化学物質の国際的管理について規定するロッテルダム条約及びストックホルム条約との合同事務局として運営されており、三条約に共通する事務局機能の統合等による運営の効率化が進められている。 ・事務局は、2年に1回開催されるCOPの機会に、直近2年間の活動報告や支出報告と今後の活動計画や予算を提出し、締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、最大拠出国として、EU等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。直近のCOP(2017年4月～5月)では、今後2年間の三条約共同事務局予算について、前年比約3%増の事務局提案に対し約1%増に留めるよう査定された。</p> <p>・事務局は、国連内部監査部(OIOS)の監査を受けており、2014年に公表された同監査の結果によれば、財政マネジメント等について、おおむね適正ではあるものの、三条約の基金の一本化や事務局運営に係る当座資金の積み増し等を行うよう提言を受けている。事務局は新しい経理システムの導入や当座資金確保のための予算措置等によりこれらの提言に適切に対応している。</p> <p>・我が国は、COPにおける活動計画や予算案の協議に参加し、OIOSの監査結果の妥当性についても、他の締約国と共に精査を行っている。また、緊密に事務局と連絡を取り、我が国の関心事項が条約の活動に反映されるよう働きかけている。</p> <p>・2017年8月に発効する予定の「水銀に関する水俣条約」事務局と共通する事務局業務を一体的に行うこと等により、さらに効率的な事務局の運営を実現すべく検討が進められている。</p>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">II 当該機関等と日本との関係について</p>	<p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動及びその処分のために共通の規則と基準の実施を推進する主要な国際枠組みを提供しており、これら廃棄物からもたらされる危険から人の健康及び環境を保護するという非常に重要な役割を果たすものである。 ・締約国は国連拠出金分担率に準じた割合で資金を拠出しており、主要拠出国である我が国が拠出を減額した場合、それら廃棄物の国境を超える移動によって引き起こされる人の健康や環境に対する損害を抑止する国際的枠組みの機能不全を引き起こすおそれがあり、結果、我が国の信用が失われることになりかねない。 ・バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動及びその処分のために共通の規則と基準の実施を推進する主要な国際枠組みを提供するものであり、我が国のみで実施・達成できるものではなく、我が国が実施する廃棄物の管理や処理に係る取組とは補完的な役割を有する。 ・バーゼル条約では、有害廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインを作成しており、我が国は、POPs含有廃棄物、水銀廃棄物の技術ガイドライン作成において作業を主導している他、その他の技術ガイドラインの作成においても技術的な知見の提供を行っている。 ・2年毎に開催されるCOPの機会を捉えて、事務局長と我が国代表団長の意見交換を行っている。直近では2017年5月のCOPの機会に、我が国代表団長を務めた環境省地球環境審議官が事務局長と意見交換を行い、バーゼル条約地域事務所と我が国との協働の可能性の検討を申し入れた。 ・バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動及びその処分のために共通の規則と基準の実施を推進する主要な国際枠組みを提供していることから、特に我が国の廃棄物の処理や輸送に係る事業者には直接・間接にその影響が及ぶ。我が国は、締約国として、我が国事業者が、廃棄物の国境を超える移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する損害を抑止しつつ、円滑に事業を行うことができるよう、条約による国際枠組みの策定に貢献している。 ・COPやその準備会合、また恒常的に行われている技術ガイドラインの検討作業等の協議に積極的に関与し、我が国の政策と整合性を取りつつ、現実的かつ合理的な決議が採択されるよう、働きかけを行っている。
	<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の専門職以上に占める日本人職員は1名。2011年から三条約共同事務局として組織改編を進め効率化が図られたが、日本人職員数は維持されている。また、同職員は、事務局長の補佐役を務め、COPにおける議事進行を補佐する等、事務局内におけるプレゼンスを高めている。 2015年6月時点: 2.6% (日本人職員1名/ 専門職以上の職員38名) 2017年5月時点: 2.6% (日本人職員1名/ 専門職以上の職員38名) ・日本再興戦略に掲げた国連関係機関の日本人職員数の目標は3.1%であり、事務局の専門職以上の職員数38名に対しては1名の日本人職員が望まれる。2017年5月時点での日本人職員は1名であり、適正な水準にある。 ・POPs含有廃棄物、水銀廃棄物の技術ガイドライン作成のための技術作業グループでは我が国がリード国となって作業を主導している。 ・COP及びその準備会合の機会や、我が国在外公館と事務局との日常的な協議の際に、ポストに空席が生じた場合には日本人の採用を検討するよう申し入れている。
	<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>PLAN: COPIにて2か年事業計画及び予算案を審議、承認。 DO: 我が国義務的拠出金の支払、事務局による事務局運営、事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた事務局の活動のモニタリング。 CHECK: 監査報告書やCOP等における運営・活動の評価。 ACT: 各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年毎に開催されるCOPに提出される資料の一つとして会計報告書が公開される。直近の報告書は2017年3月に公開されており、またCOPにおいて会計について事務局説明が行われ、締約国拠出金が適切に執行されていることが確認される。 ・COPにおいては総会の他に予算や資金メカニズムに特化した会合が開催され、また、事務局と個別に協議する機会もあり、我が国は、これらを通じてより効率的な事務局運営に向けた提案や我が国の関心事項等を示すことで、条約の運営の改善を促している。
<p>担当課室名</p>	<p>地球環境課</p>	